

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和8年2月27日（金）

2 確認箇所

桜通り、ブルーデッキ、グリーンデッキ（図1）

3 確認項目

マイシューズエリアの道路表面の汚染状況

4 確認結果の概要

福島第一原子力発電所では、管理対象区域に入域する際には、専用の靴、マスク及び手袋等の着用が必要である。

一方で、原子炉建屋からの放射性物質の放出が抑制され、構内の汚染状況も限定的であることから、一部の歩道及び視察者立入区域については、個人の靴で移動可能な区域（以下「マイシューズエリア」という。）が設定されている。

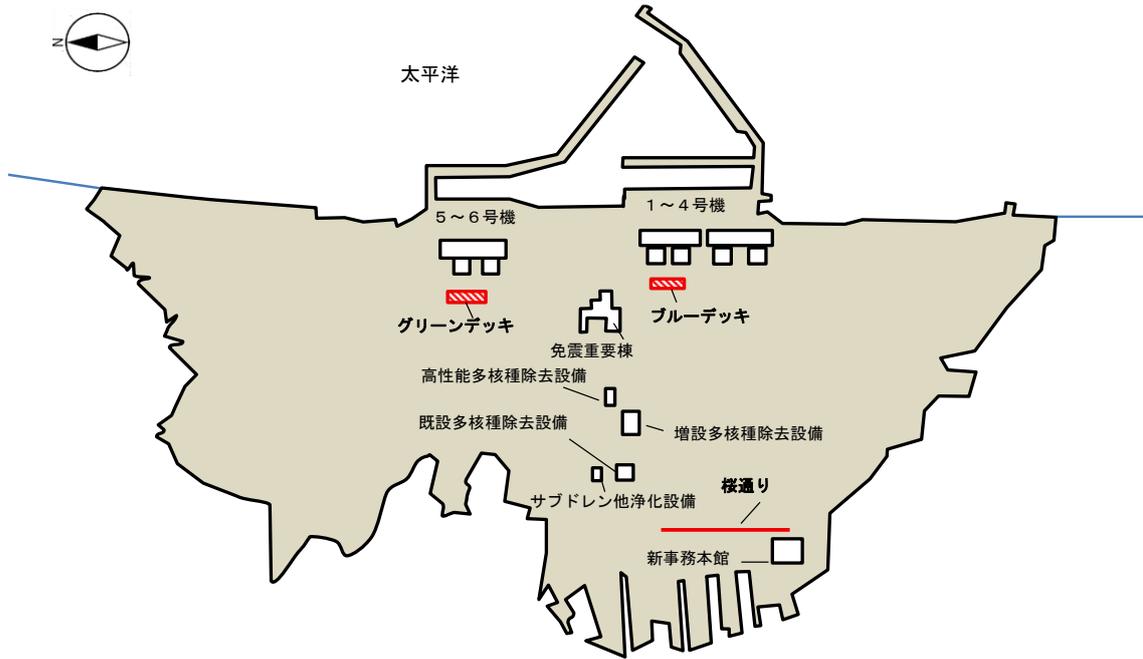
本日は、マイシューズエリアにおける汚染の有無を、県所有のサーベイメータを用いて確認した。

なお、東京電力では、マイシューズエリアを含む発電所構内の汚染状況を定期的に確認し、その結果をホームページに公表している。

また、作業員及び視察者が管理対象区域から退出する際には、体表面モニタにより、靴底や手の表面を含め、表面汚染密度が基準値未満であることを確認している。

- ・今回は、スミヤろ紙及びGM計数管式サーベイメータを用いた間接法※により、表面汚染密度を測定した。
- ・測定対象は、マイシューズエリアとなっている3か所とした。1か所目は作業員が通行する桜通りの歩道、残り2か所は視察台であるブルーデッキとグリーンデッキとした。それぞれの場所で通路表面または手すりをスミヤろ紙で拭き取り、表面汚染密度を測定した。（写真1）
- ・測定結果は全て検出限界値未満であり、有意な汚染は認められなかった。（写真2）

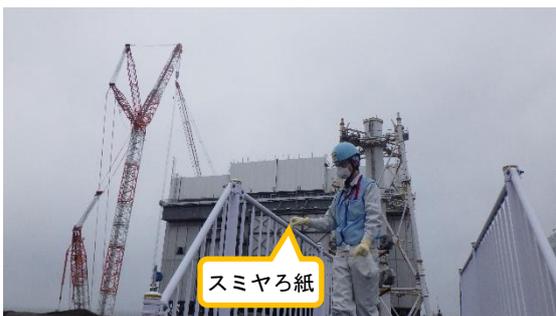
※間接法：表面汚染密度を測定する手法の一つであり、スミヤろ紙により測定対象の表面を拭き取った後、そのスミヤろ紙をサーベイメータで測定する方法である。これに対し、直接法は、サーベイメータの検出器を測定対象に直接当てて測定する方法である。間接法は、遊離性汚染（拭き取りにより除去可能な汚染）の評価に有効である。



(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図



(写真1-1)
スミヤろ紙を用いた通路表面の拭き取り状況



(写真1-2)
スミヤろ紙を用いた手すり表面の拭き取り状況



(写真2)
スミヤろ紙の測定状況

5 プラント関連パラメータ等確認

本日確認したデータについて、異常値は確認されなかった。